海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲操業による長期の又は回復不可能な影響の危険性を最小限にする必要性を意識し、規制されていない底魚漁業の活動が北太平洋の公海における海産生物の種及びぜい弱な海洋生態系に対して及ぼす可能性のある悪影響を憂慮し、

さらに、責任ある漁獲活動を行うことを約束し、また、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業の活動並びにそのような漁業の活動が世界の漁業資源及びその存在する生態系の状態に与える悪影響を防止し、抑止し、及び排除するために効果的に協力することを約束して、

次のとおり協定した。

第一条　用語

この条約の適用上、

(a)　「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b)　「千九百九十五年協定」とは、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c)　「底魚漁業」とは、通常の漁獲操業中に漁具が海底に接触するおそれのある漁獲活動をいう。

(d)　「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式の異議がないことをいう。

(e)　「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f)　「条約水域」とは、第四条1に定めるところによりこの条約が適用される水域をいう。

(g)　「国際連合食糧農業機関の国際的な指針」とは、国際連合食糧農業機関が二千八年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針（随時修正されたもの）をいう。

(h)　「漁業資源」とは、条約水域内において漁船によって捕獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他の海産生物の種をいい、次に掲げるものを除く。

(i)　千九百八十二年条約第七十七条4の規定に従って沿岸国の主権的権利の対象となる定着性の種族及び第十三条5の規定により掲げられ、又は採択されるぜい弱な海洋生態系の指標となる種

(ii)　降河性の種

(iii)　海産哺乳動物、海産の爬虫類及び海鳥

(iv)　国際的な漁業管理に関する既存の取極の対象とされている他の海産生物の種であって、当該取極が適用される水域内に存在するもの

(i)　「漁獲活動」とは、次のことをいう。

(i)　漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。

(ii)　目的のいかんを問わず、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii)　海上において漁業資源を加工し、及び海上又は港において漁業資源を転載すること。

(iv)　(i)から(iii)までに定める活動を直接に補助し、又は準備するために海上において作業すること。

ただし、乗組員の健康及び安全又は漁船の安全に関する緊急事態に関係する作業を除く。

(j)　「漁船」とは、漁獲活動に従事するために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（魚類加工船、支援船、運搬船その他漁獲活動に直接従事する船舶を含む。）をいう。

(k)　「IUU漁業」とは、二千一年の国際連合食糧農業機関の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画3に掲げる活動並びに委員会が決定するその他の活動をいう。

(l)　「予防的な取組方法」とは、千九百九十五年協定第六条に規定する予防的な取組方法をいう。

(m)　「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(n)　「転載」とは、条約水域において採捕された漁業資源又は漁業資源の製品を海上又は港において漁船から他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条　目的

この条約は、条約水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条　一般原則

この条約の目的を実現するに当たり、状況に応じ単独又は共同で、次に掲げる措置をとらなければならない。

(a)　漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保すること。

(b)　漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもののいずれであるかを問わない。）を考慮して最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源を維持し、又は回復することを確保するため、入手可能な最良の科学的情報に基づく措置を採択すること。

(c)　予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法並びに国際法の関連規則（特に、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他関連する国際文書に反映されているもの）に従い、措置を採択し、実施すること。

(d)　漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に対して漁獲活動が及ぼす影響を評価し、必要な場合には、これらの種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、これらの種についての保存管理措置を採択すること。

(e)　関連する国際的な基準又は指針（国際連合食糧農業機関の国際的な指針を含む。）を考慮し、特にぜい弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐことによって、海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(f)　濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除すること並びに漁獲努力量の水準又は漁獲量の水準が入手可能な最良の科学的情報に基づくものであり、かつ、漁業資源の持続可能な利用に応じた水準を超えないことを確保すること。

(g)　漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（条約水域内の全ての漁獲対象種及び非漁獲対象種に関するものを含む。）が、適時にかつ適当な方法により、収集され、及び共有されることを確保すること。

(h)　漁獲努力量の拡大、新規の若しくは試験的な漁業の展開又は既存の漁業のために使用される漁具の変更について、このような漁獲活動が漁業資源の長期的な持続可能性に及ぼす影響についての事前の評価なしに、また、当該漁獲活動がぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととならない旨の決定なしに実施されないことを確保すること、又はそのような悪影響を防ぐために当該漁獲活動が管理されること若しくは当該漁獲活動の実施が許可されないことを確保すること。

(i)　千九百九十五年協定第七条の規定に従い、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）の保存管理措置であって公海について定められるもの及び国の管轄の下にある水域について定められる当該保存管理措置が、当該魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものであることを確保すること。

(j)　保存管理措置の遵守を確保すること並びに違反について適用される制裁が、遵守を確保する上で効果的であるため、場所のいかんを問わず違反を防止するため及び違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を没収するために十分に厳格なものであることを確保すること。